

令和元年

上尾市教育委員会 8 月定例会
議案資料

目 次

議案第 39 号	上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の 制定に係る意見の申出について-----	1
議案第 40 号	上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正す る規則の制定について-----	2
議案第 41 号	上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について-----	5
議案第 42 号	上尾市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定に ついて-----	6
議案第 43 号	上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例を廃止する条例 の制定に係る意見の申出について-----	23

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例

第1条及び第2条 略

(利用者負担額の徴収)

第3条 市長は、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが

法第27条第1項若しくは第28条第1項第1号の規定により特定教育・保育（教育に限る。）を受
けたとき、又は法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが
法第28条第1項第3号の規定により特別利用教育を受けたときは、当該支給認定子どもに係る支

教育・保育給付認定保護者
給認定保護者から利用者負担額を徴収する。

2 前項の利用者負担額は、1月につき、法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは
第3号に規定する政令で定める額を限度として教育委員会規則で定める額とする。この場合にお
いて、月の途中において、入園し、又は退園した場合におけるその月の利用者負担額は、日割計
算により算定した額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

3 市長が徴収する利用者負担額の納期限は、毎月末日とする。ただし、市長が必要があると認め
るときは、別に納期限を定めることができる。

(利用者負担額の減免又は徴収の猶予)

教育・保育給付認定保護者

第4条 市長は、支給認定保護者が次の各号のいずれかに該当することにより利用者負担額の全部
又は一部を負担することができないと認めるときは、当該利用者負担額の全部又は一部について
減額若しくは免除又は徴収の猶予をすることができる。

(1) 当該年度において所得が著しく減少したため、生活が著しく困難となったとき。

(2) 災害等により著しい損害を受けたとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

第5条 略

附則 略

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則

第1条及び第2条 略

(条例第3条第2項前段に規定する教育委員会規則で定める額等)

零

第3条 条例第3条第2項前段に規定する教育委員会規則で定める額は、別表に定める額とする。

2 条例第3条第2項後段の規定による日割計算は、20日を基礎として特定教育・保育（教育に限る。以下同じ。）又は特別利用教育を受けた日数に応じ、これを行うものとする。

(減免の申請)

第4条 条例第4条の規定により、上尾市立幼稚園の利用者負担額（条例第1条に規定する利用者

教育・保育給付認定保護者負担額をいう。以下同じ。）の減額若しくは免除又は徴収の猶予を受けようとする支給認定保護者は、上尾市立幼稚園利用者負担額減免（徴収猶予）申請書（第1号様式）により、教育委員会に申請をしなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で、利用者負担額の減免をし、又は徴収の猶予をすることを決定したときは上尾市立幼稚園利用者負担額減免（徴収猶予）決定通知書（第2号様式）により、利用者負担額の減免をし、又は徴収の猶予をすることが不相当であると認めるときは上尾市立幼稚園利用者負担額減免（徴収猶予）不承認通知書（第

教育・保育給付認定保護者

3号様式）により、当該支給認定保護者に通知するものとする。

第5条 略

附則 略

別表（第3条関係）

階層	支給認定保護者の区分	利用者負担額
A	<p>(1) 特定教育・保育のあった月において、次のア又はイのいずれかに該当する者</p> <p>ア 被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）である支給認定保護者</p> <p>イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている支給認定保護者</p> <p>(2) 特別利用教育のあった月において、前号ア若しくはイに規定する支給認定保護者又は里親である支給認定保護者</p>	0円

B	(1) 特定教育・保育のあった月において、次のア又はイのいずれかに該当する者（A階層に該当する者を除く。） ア 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（4月から8月までにあつては、前年度）分の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の所得割を課されない者（地方税法第323条の規定により当該所得割を免除された者を含む。）である場合における当該支給認定保護者 イ 養育里親等（養育里親、小規模住居型児童養育事業を行う者、児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。）である支給認定保護者 (2) 特別利用教育のあった月において、前号アに規定する支給認定保護者（A階層に該当する者を除く。）	3,000円
C	A階層及びB階層に該当する者以外の支給認定保護者	7,500円

備考

- 1 ~~市町村民税の非課税又は課税の判定及び所得割の額を算定する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。~~
- 2 ~~支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育又は特別利用教育のあった月において生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条各号に定める者（以下これらの者を「要保護者等」という。）に該当する場合における当該支給認定保護者（特定教育・保育又は特別利用教育に係る負担額算定基準額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第2項に規定する負担額算定基準額をいう。以下同じ。）が7万7,101円未満である場合における支給認定保護者に限る。）に関するこの表の規定の適用については、同表Bの項中「3,000円」とあるのは「0円」と、同表Cの項中「7,500円」とあるのは「3,000円」とする。~~
- 3 ~~負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。）が同一世帯に2人以上いる場合の支給認定保護者に係る利用者負担額は、この表のAの項からCの項までの規定にかかわらず、当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 子ども・子育て支援法施行令第14条第1号イからハまでに掲げる支給認定子ども—当該支給認定保護者の区分に応じたこの表に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額
(2) 子ども・子育て支援法施行令第14条第2号イからハまでに掲げる支給認定子ども—0円~~
- 4 ~~特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の支給認定保護者（特定教育・保育又は特別利用教育に係る負担額算定基準額が7万7,101円未満である場合における支給認定保護者に限る。）に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育又は特別利用教育に~~

~~係る利用者負担額は、この表のAの項からCの項まで及び前項の規定にかかわらず、当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。~~

~~(1) 子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項第1号イ又はロに掲げる支給認定子ども
当該支給認定保護者が、A階層又はB階層に属するときは0円、C階層に属するときは
3,750円~~

~~(2) 子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項第2号イからハまでに掲げる支給認定子ども
0円~~

~~5 特定被監護者等が2人以上いる場合において、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育又は特別利用教育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者（特定教育・保育又は特別利用教育に係る負担額算定基準額が7万7,101円未満である場合における支給認定保護者に限る。）に関する前項の規定の適用については、同項中「当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「0円」とする。~~

~~6 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育又は特別利用教育のあった月の属する年度（4月から8月までにあつては、前年度）分の市町村民税の賦課期目において地方税法の施行地に住所を有しない者である場合における当該支給認定保護者にあつては、当該支給認定保護者の属する世帯の収入等の状況を総合的に勘案し、この表のA階層からC階層までのいずれかに区分して、この表の規定を適用するものとする。~~

様式 略

上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則新旧対照表
 上尾市立公民館管理規則（昭和60年上尾市教育委員会規則第4号）

改 正 案	現 行
<p>○上尾市立公民館管理規則 昭和60年3月30日教育委員会規則第4号</p> <p>（利用の許可の申請）</p> <p>第6条 利用の許可を受けようとする者は上尾市立公民館利用申請書（第5号様式）により、利用の許可に係る事項を変更しようとする者は上尾市立公民館利用変更申請書（第6号様式）により、それぞれ、教育委員会に申請しなければならない。ただし、前条第1項の規定による利用の許可を受けようとする者は、その利用の日において、上尾市立公民館体育室個人利用申請書（第7号様式）により、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 前項本文に規定する利用申請書は、利用しようとする日の属する月の2月前の月の16日から利用しようとする日の前日までにこれを提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（許可書等の交付）</p> <p>第7条 利用の許可は、上尾市立公民館利用許可書兼領収書（第8号様式）又は上尾市立公民館利用変更許可書兼領収書（第8号様式の2）を交付して行うものとする。</p>	<p>○上尾市立公民館管理規則 昭和60年3月30日教育委員会規則第4号</p> <p>（利用の許可の申請）</p> <p>第6条 利用の許可を受けようとする者は上尾市立公民館利用申請書（第5号様式）により、利用の許可に係る事項を変更しようとする者は上尾市立公民館利用変更申請書（第6号様式）により、それぞれ、教育委員会に申請しなければならない。ただし、前条第1項の規定による利用の許可を受けようとする者は、その利用の日において、上尾市立公民館体育室個人利用申請書（第7号様式）により、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 前項本文に規定する利用申請書は、利用しようとする日の属する月の2月前の月の<u>初日</u>から利用しようとする日の前日までにこれを提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（許可書等の交付）</p> <p>第7条 利用の許可は、上尾市立公民館利用許可書兼領収書（第8号様式）を交付して行うものとする。</p>

○上尾市立学校施設の開放に関する規則

上尾市立学校施設の開放に関する規則

昭和56年上尾市教育委員会規則第5号

(目的)

第1条 略

(定義)

第2条 この規則において「学校施設」とは、屋外運動場及び屋外運動場夜間照明施設(以下「夜間照明施設」という。)、屋内運動場、特別教室及び特別教室並びに学校の施設内にある図書館分館講座室をいう。

第3条～第5条 略

~~-(夜間照明施設管理指導員)-~~

第6条 ~~教育委員会は、上尾市立東小学校に夜間照明施設管理指導員を置く。~~

~~2 夜間照明施設管理指導員は、次に掲げる業務を行う。~~

~~(1) 夜間照明施設の点検及び操作~~

~~(2) 夜間照明施設を利用する者の安全確保~~

~~(3) その他教育委員会の指示する業務~~

~~3 夜間照明施設管理指導員は、教育委員会が依頼する。~~

(開放施設の利用)

第7条第6条 開放施設は、次条の規定によりあらかじめ教育委員会による登録を受けたもの(以下「利用団体」という。)に限り利用することができる。

(利用団体の登録等)

第8条第7条 開放施設を利用しようとする団体は、あらかじめ教育委員会による登録を受けなければならない。

2 前項の規定による登録を受けることができる団体は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

(1) 10人(特別教室及び学校の施設内にある図書館分館講座室を利用する団体にあつては、5人)以上の者で構成されていること。

(2) 当該団体の構成員が、おおむね市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学していること。

(3) 当該団体の事務所(事務所を有していない団体にあつては、当該団体の代表者の住所)が市内に存すること。

- 3 第1項の規定による登録を受けようとする団体は、上尾市立学校開放施設利用団体登録申請書（第1号様式）に上尾市立学校開放施設利用団体構成員名簿（第1号様式の2）を添付して、教育委員会に提出しなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、申請事項を確認の上、登録すべきものと認めたときは、上尾市立学校開放施設利用団体登録証明書（第2号様式）を当該申請者に交付するものとする。
- 5 前項の規定による登録の有効期間は、同項の規定による利用団体登録証明書の交付を受けた日から2年間とし、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 6 利用団体は、登録に係る事項に変更が生じた場合は、速やかに、上尾市立学校開放施設利用団体登録事項変更届（第3号様式）により教育委員会に届け出なければならない。

（登録の更新）

第8条の2 第8条 前条第5項の有効期間の満了後引き続き開放施設を利用しようとする者は、当該開放施設の利用の登録の更新を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、開放施設の利用の登録の更新に係る手続について準用する。この場合において、同条第5項中「同項の規定による利用団体登録証明書の交付を受けた日から2年間」とあるのは、「更新前の利用団体登録証明書の有効期間の満了した日の翌日から起算して2年間」と読み替えるものとする。

（利用の許可）

第9条及び第10条 略

（許可書の交付）

第11条 第9条第1項の許可及び許可に係る事項の変更の許可は、~~上尾市立学校開放施設利用（利用変更）許可書兼領収書~~上尾市立学校開放施設利用（利用変更）許可書（第6号様式）を交付して行うものとする。

第12条～第19条 略

~~（使用料の納期）~~

第20条~~上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例（昭和56年上尾市条例第7号。以下「条例」という。）第2条の使用料は、第11条の規定による利用許可書の交付と同時にこれを納付しなければならない。~~

~~（使用料の減免）~~

第21条~~条例第3条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、~~

~~当該各号に定めるところによる。~~

~~(1) 市又は教育委員会の主催する行事等に利用する場合 免除~~

~~(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額~~

~~(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除~~

~~2 条例第3条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料減額・免除申請書（第7号様式）を教育委員会に提出しなければならない。~~

~~（使用料の還付）~~

~~第22条 条例第4条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。~~

~~(1) 条例第4条第1号に該当する場合 全額~~

~~(2) 条例第4条第2号に該当する場合 教育委員会がその都度定める額~~

~~2 条例第4条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料還付申請書（第8号様式）を教育委員会に提出しなければならない。~~

~~（利用日の振替）~~

~~第23条第20条 天候その他利用者の責めに帰さない理由により、開放施設を利用することができなくなった場合は、教育委員会は、別に日を定めて当該開放施設を利用させることができる。~~

~~2 前項に定める振替は、利用した時間が30分未満の場合に限り行うことができる。~~

~~（委任）~~

~~第24条第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、上尾市教育委員会教育長が定める。~~

附 則 略

第1号様式(第8条第7条関係)

上尾市立学校開放施設利用団体登録申請書			
(宛先) 上尾市教育委員会			
申請日 _____ 年 ____ 月 ____ 日			
団体名 _____			
代表者 住 所 _____			
代表者 氏 名 _____			
代表者 電話番号 _____			
上尾市立学校開放施設の利用に係る利用団体の登録を受けたいので、次のとおり申請します。			
利 用 学 校 名	学校		
利 用 目 的			
代 表 者 氏 名			
会 場 責 任 者	住 所		
	氏 名	電話番号	()
そ の 他 の 連 絡 先	住 所		
	氏 名	電話番号	()
団 体 構 成 員 数 (注)	小・中学生	人	団 体 傷 害・賠償 責任保険
	高校・大学生	人	
	一 般	人	備 考
	合 計 (うち指導者	人 人)	
	登録番号	—	
	決 裁		

※ 太線内を記入してください。

(注) 特別教室の利用に係る団体登録の申請については、団体構成員の名簿を添付してください。

第1号様式の2 (第8条第7条関係)

上尾市立学校開放施設利用団体構成員名簿

番号	氏名	住所	備考

第2号様式（第8条第7条関係）

年 月 日			
上尾市立学校開放施設利用団体登録証明書 上尾市教育委員会 印			
下記の団体は、上尾市立学校開放施設の利用団体であることを証する。			
記			
団体名 _____ 代表者 _____ 住 所 _____ 代表者 _____ 氏 名 _____ 代表者 _____ 電話番号 _____			
利用学校名	_____ 学校		
利用目的	_____		
代表者氏名	_____		
会場責任者	住 所	_____	
	氏 名	_____	電話番号 () _____
その他の連絡先	住 所	_____	
	氏 名	_____	電話番号 () _____
団体構成員数	小・中学生	人	団体傷害・賠償責任保険 加入 未加入
	高校・大学生	人	
一般		人	備考
合計		人	
(うち指導者		人)	_____
			登録番号 _____
			有効期限 _____

(注意事項)

- 1 団体傷害・賠償責任保険に加入してください。
- 2 利用者心得を守ってください。
- 3 登録事項に変更が生じた場合は、教育委員会に届け出てください。

第3号様式(第8条第7条関係)

上尾市立学校開放施設利用団体登録事項変更届

(宛先)

上尾市教育委員会

年 月 日

団体名 _____

登録番号(小・中) _____

代表者
住 所 _____

代表者
氏 名 _____

代表者
電話番号 () _____

利用団体の登録に係る事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

利用学校名				学校
利用目的				
代表者氏名				
会場責任者	住 所			
	氏 名		電話番号	()
その他の連絡先	住 所			
	氏 名		電話番号	()
団体構成員数	小・中学生	人	団体傷害・賠償 責任保険	加入 未加入
	高校・大学生	人		
	一 般	人	備 考	
	合 計	人		
	(うち指導者	人)		
変更の理由			許可番号	—
			決 裁	

※ 太線内を記入してください。

第4号様式(第10条関係)

上尾市立学校開放施設利用許可申請書			
(宛先) 上尾市教育委員会			
		申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
		団体名 _____	
		登録番号(小・中) _____	
		代表者 住 所 _____	
		代表者 氏 名 _____	
		代表者 電話番号 (____) _____	
上尾市立学校開放施設を利用したいので、次のとおり申請します。			
利 用 学 校 名	学校		
利 用 す る 学 校 施 設	(屋外・屋内)運動場 _____ 屋外運動場夜間照明施設 特別教室(音楽室 _____ 家庭科室 _____ 図工室 _____ 理科室 _____ 多目的室(洋室・和室)) _____ 図書館講座室		
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 _____ 月 _____ 日(____曜日) 午前 _____ 時 _____ 分から _____ 時 _____ 分まで 午後 _____ 時 _____ 分から _____ 時 _____ 分まで		
利 用 人 数	人		
連 絡 先	住 所		
	氏 名	電 話 番 号	(____) _____
利 用 条 件			
※ 太線内を記入してください。		許 可 番 号	=

屋 外 運 動 場 夜 間 照 明 施 設 使 用 料	減免前の使用料 _____ 円	決 裁	
	減免額 _____ 円		
	減免後の使用料 _____ 円		

第4号様式(第10条関係)

上尾市立学校開放施設利用許可申請書			
<p>(宛先) 上尾市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">申請日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">団体名 _____</p> <p style="text-align: right;">登録番号(小・中) _____</p> <p style="text-align: right;">代表者住所 _____</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">代表者電話番号 () _____</p> <p>上尾市立学校開放施設を利用したいので、次のとおり申請します。</p>			
利用学校名	学校		
利用する学校施設	(屋外・屋内)運動場 特別教室 図書館分館講座室		
利用目的			
利用日時	年 月 日(曜日) 午前 時 分から 午後 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで		
利用人数	人		
連絡先	住所		
	氏名	電話番号	()
利用条件			
※ 太線内を記入してください。		許可番号	—

第5号様式(第10条関係)

上尾市立学校開放施設利用許可変更申請書

(宛先)

上尾市教育委員会

申請日 年 月 日

団体名

登録番号(小・中) -

代表者

住所

代表者

氏名

代表者電

話番号 ()

上尾市立学校開放施設の利用の許可に係る事項を変更したいので、次のとおり申請します。

利用学校名	学校		
利用する学校施設	(屋外・屋内)運動場 屋外運動場夜間照明施設 特別教室(音楽室 家庭科室 図工室 理科室 多目的室(洋室・和室)) 図書館講座室		
利用目的	-		
利用日時	年 月 日 (曜日) 午前 時 分から 午後 時 分まで 午後 時 分まで		
利用人数	人		
連絡先	住所		
	氏名	電話番号	()
変更の理由			
利用条件	許可番号	-	
備考			

※ 太線内を記入してください。

決 裁

第5号様式(第10条関係)

上尾市立学校開放施設利用許可変更申請書			
(宛先) 上尾市教育委員会			
申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日			
団体名 _____			
登録番号(小・中) _____			
代表者 住 所 _____			
代表者 氏 名 _____			
代表者 電 話番号 () _____			
上尾市立学校開放施設の利用の許可に係る事項を変更したいので、次のとおり申請します。			
利 用 学 校 名	学校		
利 用 す る 学 校 施 設	(屋外・屋内)運動場 特別教室 図書館分館講座室		
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 _____ 月 _____ 日(曜日) 午前 _____ 時 _____ 分から 午前 _____ 時 _____ 分まで 午後 _____ 時 _____ 分から 午後 _____ 時 _____ 分まで		
利 用 人 数	人		
連 絡 先	住 所		
	氏 名	電話番号	() _____
変 更 の 理 由			
利 用 条 件	許可番号	—	
備 考			
※ 太線内を記入してください。			決 裁

第6号様式(第11条関係)(その1)

上尾市立学校開放施設利用(利用変更)許可書兼領収書

年 月 日

団体名又は氏名 _____
 住 所 _____
 代表者の氏名 _____
 電 話 番 号 _____

次のとおり利用を許可します。

上尾市教育委員会



利 用 施 設			
利 用 日 時			
利 用 目 的			
利 用 区 分	市内・市外	利用予定人員	人
付 属 施 設			
	照 明 設 備		時から 時まで
備 考			

屋 外 運 動 場 夜 間 照 明 施 設 使 用 料	減免前の使用料の額	円	領 収 書 —屋外運動場夜間照明施設使用料 を左のとおり領収しました。 年 月 日 印
	減免額	円	
	減免後の使用料の額	円	

第6号様式（第11条関係）（その1）

上尾市立学校開放施設利用(利用変更)許可書

年 月 日

団体名又は氏名 _____

住 所 _____

代表者の氏名 _____

電 話 番 号 _____

次のとおり利用を許可します。

上尾市教育委員会



利 用 施 設			
利 用 日 時			
利 用 目 的			
利 用 区 分	市内 ・ 市外	利用予定人員	人
付 属 施 設			
備 考			

第6号様式(第11条関係)(その2)

上尾市立学校開放施設(利用変更)許可書兼領収書

許可年月日		年	月	日
団体名				
代 表 者	住一所			
	氏一名			
	電話番号			

次のとおり利用を許可します。

上尾市教育委員会



利用目的					
利用年月日	曜日	利用時間	利用施設	使用料	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
施設使用料					
備品使用料					
減免			合計納付額		
※注意事項			上記の金額を領収しました。		

第6号様式（第11条関係）（その2）

上尾市立学校開放施設利用（利用変更）許可書

許可年月日		年 月 日
団体名		
代 表 者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

次のとおり利用を許可します。

上尾市教育委員会



利用目的				
利用年月日	曜日	利用時間	利用施設	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料減額・免除申請書

(宛先)

上尾市教育委員会

申請日 年 月 日

団体名

登録番号(小・中)

代表者

住所

代表者

氏名

代表者

電話番号

上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料の減額・免除を受けたいので、次のとおり申請します。

利用許可年月日	年 月 日	利用年月日	年 月 日
会場責任者	住所		
	氏名	電話番号	()
減額・免除を受けようとする理由			

第8号様式(第22条関係)

上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料還付申請書

(宛先)
上尾市教育委員会

申請日 年 月 日

団体名

登録番号(小・中)

代表者

住所

代表者

氏名

代表者

電話番号 ()

上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

利用許可年月日	年 月 日		利用年月日	年 月 日	
会場責任者	住所				
	氏名		電話番号	()	
還付を受けようとする理由					

○上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例

廃止前の上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例

昭和56年上尾市条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設（以下「照明施設」という。）の使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 照明施設の利用の許可を受けた者（第4条第2号において「利用権利者」という。）は、その利用1時間につき1,500円の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第3条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 照明施設の管理上特に必要があるため、上尾市教育委員会が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、照明施設を利用できないとき。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、上尾市教育委員会が定める。

附 則 略